

職 補 一 1 6 6

令和2年5月29日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日勤補一182）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年5月29日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第36条関係 (略) <u>第37条関係</u> <u>この条の規定により読み替えられた規則16—4第30条第1項の「人事院が定める日」は、令和2年6月30日とする。</u>	第36条関係 (略) (新設)

以 上